

国立音楽大学附属図書館 選書方針

1. 選書の目的

当館は、音楽大学に附属する図書館として、大学の教育・研究を支援する事を第一の目的とし、これを選書の目的とする。

2. 選書担当セクション

当図書館の選書は、資料管理グループが担当する。

3. 資料の種類と範囲

(1) 書籍

- 書籍は音楽書と一般書に区分する。
- 音楽書には日本伝統音楽（邦楽）を含める。
- 内容が楽譜であっても、譜例集、音楽分析、ソルフェージュ、学校教材は書籍として扱う。
- 書籍のシリーズに含まれる楽譜は、書籍として扱う。
- 全集・叢書楽譜に含まれる書籍で、独立して使用されうる巻は、書籍として扱う。
- CDブック等AV資料を伴う物で、冊子の本文が刊行の主体である資料は書籍として扱う。
- ムックと、巻号づけのない雑誌の別冊は書籍として扱う。

(2) 楽譜

- 音楽を一定の約束に基づいて書きとめ、記録したものを楽譜として扱う。
- 日本伝統音楽の場合には、詞章のみのものも楽譜として扱う。
- ソルフェージュは書籍扱いであるが、声楽教則本及び特定楽器の演奏技術訓練を目的としたもの、音楽基礎訓練から特定の楽器へとシリーズで進むものは楽譜として扱う。
- 解説付の楽譜か、譜例の多い書籍かの判断は、楽譜の割合と出版社・タイトル・形態・編纂意図などで総合的に判断し、書籍と楽譜で重複させない。
- リブレットは、楽譜として扱う。

(3) 雑誌及びその他の逐次刊行物

- 1つのタイトルのもとに、終期を予定せず、継続して刊行される資料のうち、刊行頻度が年1回以上のものを逐次刊行物として扱う。

(4) マイクロフィルム

35mm マイクロフィルムとマイクロフィッシュをマイクロフィルム資料として扱う。

(5) AV資料

- コンパクトディスク（CD）、カセットテープ、ビデオテープ（VHS）、ビデオディスク、デジタルビデオディスク（DVD）、ブルーレイディスク（BD）、レーザーディ

スク（LD）、レコードをAV資料として扱う。

- このうちカセットテープ、ビデオテープ（VHS）、レーザーディスク、レコードはすでに所蔵しているものを運用するだけで、新たには購入しない。

(6) 電子資料

- 電子資料は、オンライン授業や図書館以外での自修・研究支援のため、利便性、各媒体の選書方針、当館コレクションとしての継続性等に応じ、必要に応じて購入あるいは契約する。
- 以下のものを電子資料として扱う。
 - オンラインデータベース
 - オンラインジャーナル
 - 電子図書（e-book）
 - 電子楽譜
 - 音楽および映像配信
 - CD-ROM、DVD-ROM
- 同じ内容で印刷資料とオンラインデータベースがある場合は、できるだけオンラインデータベースを契約する。ただし事典類などは、個々に検討する。また楽譜のうち当館の基本的なコレクションについては、選書方針に基づき電子とともに印刷媒体でも収集する。

(7) 特別資料

1850年以前の洋書と1900年（明治33年）以前の楽譜・和書は特別資料として扱う。

4. 選書方針

音楽資料を中心に、本学の教育・研究分野に関わりの深い資料を、必要に応じて選書する。選書にあたっては、図書館委員をはじめとする教員の協力を得ながら、効果的かつ効率的に行う。

下記それぞれの選書方針に関わらず、本学関係者（特に教員・卒業生）の音楽に関わる業績は積極的に収集する。また、音楽に関わらず授業に必要とされる資料も収集する。

(1) 書籍

① 音楽書

- 外国語の音楽文献は、本学の研究分野に関わりの深い文献を必要に応じて収集する。
- 日本語の音楽文献のうち、くり返し出版される入門用・初心者用の出版物は基本的に収集しない。

② 一般書

- 音楽研究と関わる分野の資料を収集する。
- 授業科目に関連する資料を収集する。
- シラバスに掲載されている参考図書は、講義科目、基礎科目を中心に収集する。

- 参考図書は、各分野の基本的資料を中心に収集する。
- 多読、キャリア、資格取得等、学修支援や進路選択に有効な資料は、必要に応じて収集する。その際、利用者の利便性等に配慮し、可能な範囲で電子図書を収集する。
- その他必要とされる資料は適宜収集する。

(2) 楽譜

クラシック音楽のオリジナル作品を中心とする。広く流通することを目的に手に入れやすい価格で刊行されたアレンジ楽譜等は収集対象外とする。

①主な収集項目

- オペラ、声楽作品
- 管弦楽、器楽の基本的レパートリー曲
- 日本人作曲家作品
- 現代作曲家作品
- 音楽教育および音楽療法関連の楽譜は必要に応じて収集する。
- ミュージカル、ジャズは、選集形態のものを収集する。

②その他の収集項目

- オーケストラ、吹奏楽作品:スコアでの収集を原則とする。
- 戦前の日本の楽譜は日本人作品を中心に収集する。
- ポピュラー作品

(3) 雑誌及びその他の逐次刊行物

印刷媒体の必要性を充分考慮の上収集する。オンラインジャーナルで購読可能なものは、印刷媒体は基本的に収集しない。

①以下の主題分野の逐次刊行物を収集する。

- 音楽・音楽教育関係
- 舞踊・芸能・上演芸術
- その他必要とされるもの

②紀要は、機関リポジトリ等で公開されているものは、基本的に収集しない。

(4) マイクロフィルム

マイクロフィルムは基本的に収集しない。この形態でしか入手できない音楽及びその関連分野の資料のみとする。

(5) AV資料

クラシック音楽を中心とする。音楽配信サービスで視聴可能なものは、基本的に収集対象外とし、収集する場合は必要性を充分検討する。

①主な収集項目

- オペラ、ミュージカル、声楽作品、バレエ
- 管弦楽曲、器楽曲、吹奏楽曲
- 日本人作曲家作品
- 日本人演奏家によるもの

- 現代作曲家作品
- 音楽教育および音楽療法に関わる音楽、教材
- ジャズ

②その他の収集ジャンル 必要に応じて収集する。

- 民族音楽
- 純邦楽、伝統芸能
- ポピュラー音楽
- 映画のヴィジュアル資料は、音楽を主題としたもの、音楽賞を受賞したもの等を中心に収集する。

(6) 電子資料

①オンラインデータベース：参考図書を選書方針に準じる。

②オンラインジャーナル：雑誌を選書方針に準じる。

③電子図書（e-book）：図書を選書方針に準じる。

④電子楽譜：楽譜を選書方針に準じる。

⑤音楽および映像配信：AV資料を選書方針に準じる。

⑥以下の資料を電子媒体に変換する。

- 大学院修士論文、博士論文、修了作品
- 音楽学に関する専修の卒業論文
- 特別資料

⑦CD-ROM、DVD-ROM：基本的には収集しない。

(7) 特別資料

当館所蔵の「ベートーヴェン初期印刷楽譜コレクション」を補完する。

改正 平成 19 年 4 月 1 日

改正 平成 23 年 4 月 1 日

改正 平成 27 年 4 月 1 日

改正 平成 29 年 4 月 1 日

改正 2021 年 6 月 1 日